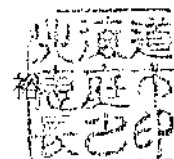


恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月16日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第40号

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第18号）
の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第3条（略） （期末手当） 第4条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日における議員報酬月額及びこれに100分の20を乗	第1条～第3条（略） （期末手当） 第4条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日における議員報酬月額及びこれに100分の20を乗